

明日香村景観計画（策定中）の概要

明日香村では、現在、明日香村全域（24.08k m²）を対象とした「明日香村景観計画」の策定に向けた取り組みを進めている。（平成 23 年 4 月施行予定）

明日香村景観計画策定の目的

- (1) 明日香村の古代から現代まで続く美しい景観を次の世代に受け継いでいく
- (2) 場所に応じた景観をつくりだす
- (3) 暮らしや文化に息づく景観を村民の手でつくりあげていく
- (4) 地域内外の人々の協働による景観づくりが村の活性化につなげる
- (5) 世界遺産にふさわしい景観づくりを進める

1. 計画策定の視点

以下の 8 つの視点をもとに計画策定を進めている。

計画策定の視点

- 現行の各種法制度との連携
 - ⇒ 現行法制度の踏襲と現行法制度では対象とならない景観阻害の恐れのある要素の景観誘導
- 中世・近世・近代の歴史的文化的資産等の保全・活用
 - ⇒ 景観重要建造物・景観重要樹木制度の活用
 - ⇒ 大字景観計画による大字単位での景観資産の保全・活用 など
- 景観阻害要因の改善
 - ⇒ 既存の景観阻害要因の除去等
- 大字の個性に応じた景観の保全・創出
 - ⇒ 大字景観計画による大字単位の景観づくりの仕組みの構築
- 景観づくりマネジメントの仕組みの構築
 - ⇒ 活動支援地区の指定や景観づくり団体の認定などによる住民活動の支援
 - ⇒ 「明日香景観委員会（仮称）」の設置や景観アドバイザー制度の創設 など
- 買入地の管理・活用
 - ⇒ 景観農業振興地域整備計画策定に向けた取り組みの推進 など
- 第 1 種・第 2 種区域の見直しに向けた景観側からの制限等
 - ⇒ 重点地区の指定による第 2 種区域に位置する主要な史跡周辺等における景観誘導
- 都市計画法 34-11 区域における適切な開発の誘導
 - ⇒ 大字景観計画による大字景観に調和した開発の誘導・良好なコミュニティの形成

2. 計画の位置づけ及び構成

8つの計画策定の視点のもとに、明日香村景観計画の位置づけ及び構成を以下のように設定した。

○計画の位置づけ

明日香村景観計画は、第4次明日香村整備計画及び第4次明日香村総合計画に即し、古都保存法や奈良県風致地区条例等に基づく現行法制度との連携ならびに明日香村整備基金や明日香村歴史的風土創造的活用交付金等の活用のもとに、その取り組みを展開し、明日香村の良好な景観の形成・歴史的風土の保存を図ることとする。

○計画の構成

「①ベースとなる村全域の景観形成」「②重要な地区における重点的な景観形成」「③大字単位のみめ細かな景観形成」「④拠点となる資源・施設の景観形成」の4つのレイヤから明日香村景観計画に基づく景観形成の枠組みを構成し、明日香景観委員会（仮称）や景観アドバイザー制度などによる景観づくりマネジメントの仕組みを構築することにより、景観形成の取り組みの実効性ならびに継続性を担保することとする。

■ 計画の位置づけと枠組み



